

第 2 2 号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

出産育児一時金の給付額を改正するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附則第4条を削り、附則第5条を附則第4条とし、附則第6条を附則第5条とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

出産育児一時金の給付額を改正するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 出産育児一時金の額を390,000円とする。(第5条関係)

※ 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間は、経過措置により、350,000円を390,000円としている。

- (2) その他関係条文の整理

#### 3 施行期日

平成23年4月1日